

## 地域再生基本方針の一部変更について

（令和2年3月31日  
閣議決定）

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

#### 1 地域再生の意義及び目標

- 1) 地域再生の意義
- 2) 地域再生の目標

#### 2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 1) 地域の知恵と工夫のサポート・促進
- 2) 地方版総合戦略との連携
- 3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等
- 4) 民間のノウハウ、資金等の活用促進
- 5) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携
- 6) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

#### 3 特定政策課題に関する基本的な事項

- 1) 特定政策課題の選定基準
- 2) 特定政策課題の選定の進め方
- 3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

#### 4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

- 1) 地域再生計画の認定基準
- 2) 地域再生計画の作成の提案
- 3) 地域再生計画の認定手続等
- 4) 地域再生協議会の設置
- 5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置
- 6) 地域再生計画と連動した支援措置
- 7) 認定地域再生計画の実施状況等

#### 5 地域再生の推進のために必要な事項

- 1) 法第4条の2の規定に基づく提案
- 2) 法第4条の3の規定に基づく提案

- 3) 地域再生推進法人の指定
- 4) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供
- 5) 透明性の確保

3を削り、4を3とし、5中「地域再生計画の認定手続」を「地域再生計画の認定手続等」に、同3)②ホf.中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同⑤の次に次を加える。

⑥ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第10条の2第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑦ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、5の1)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

同4)中「6の1)」を「5の3)」に、同5)②ロ中「地方公共団体」を「認定地方公共団体」に、「寄附の総額が事業費を超えない範囲において、寄附を受領することとする」を「寄附が当該事業の実施に必要な費用に充てられるよう、以下の事項に留意し、当該事業を適切に実施しなければならない」に改め、同ロに次を加える。

- a. 寄附を受領する時点で当該事業の進捗を確認すること。
- b. 寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等当該事業の適切な実施を妨げる行為を行わないこと。
- c. 寄附を基金の積立てに充てる場合は、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回らないようにすること。
- d. 内閣府令第14条第3項に基づく報告において、寄附の総額が事業費を上回り、法第9条に基づき、内閣総理大臣又は関係行政機関の長が認定地方公共団体に対し、是正の要求を行った場合には、適正化の措置を講ずること。

同5)②ハ中「地方公共団体」を「認定地方公共団体」に改め、同ニを次のように改める。

- ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行った認定地方公共団体は、当該事業期間内の各会計年度終了後及び当該事業の完了後には、当該事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令で定めるところにより、速やかに内閣総理大臣に提出することとする。

同5)②ホ中「地方公共団体」を「認定地方公共団体」に、「このほか、」を「その他」に改め、同ホの次に次を加える。

- ヘ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、認定地域再生計画が法第5条第15項各号のいずれかに適合しなくなったものと認めて、法第10条第1項の規定により、その認定を取り消すことができる場合は、以下のとおりである。ただし、天災その他やむを得ない事由により以下の事態に至った場合においては、この限りでない。

- a. 法第5条第15項第1号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- i) 認定地方公共団体が、ロ a. から d. までに掲げる事項に留意せずに事業を実施する等、当該事業を適切に実施していない場合
  - ii) 認定地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として、ホに掲げる行為を行った場合
  - iii) その他当該事業が地域再生基本方針に適合しなくなった場合
- b. 法第5条第15項第2号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- i) 当該認定地域再生計画を実施しても、当初の目標が達成される見込みがなくなった場合
  - ii) その他当該計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められなくなった場合
- c. 法第5条第15項第3号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- i) 当該事業の実施スケジュールが大幅に遅れた場合
  - ii) 当該事業の実施が不可能となった場合
  - iii) その他当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合

同5)⑫中「6の1)」を「5の3)」に改め、同㉑及び同㉒を削り、5を4とする。

6中3)を5)とし、2)を4)とし、1)を3)とし、同3)の前に次の2を加え、6を5とする。

- 1) 法第4条の2の規定に基づく提案

① 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

② 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

③ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度等の提案募集との連携等にも配慮し決定する。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

2) 法第4条の3の規定に基づく提案

① 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるものとする。

② 提案の対象

提案の対象は、地域の具体的な課題解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、

単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

③ 提案受付の方法

提案は、内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、令和2年3月31日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律8号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。